

各位

会 社 名 大倉工業株式会社

代表者名 代表取締役社長 髙濵 和則

(コード:4221 東証第1部)

問合せ先 代表取締役常務取締役コーポレートセンター担当

兼経理部長 豊田 員史

(TEL. 0877 - 56 - 1111)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行することを決定し、平成28年3月23日開催予定の当社第96期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会 社移行後の役員等人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

議決権を有する監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)を置くことにより、取締役会の 監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るためであります。

(2) 移行の時期

平成28年3月23日開催予定の当社第96期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ① 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下、「改正会社法」という。)により導入された監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、定款の一部を変更するものであります。
- ② 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに 伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその 期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。 なお、当該変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 上記の各変更に伴う条数の変更のほか、一部字句の修正を行うものであります。

(2) 変更の内容別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日平成 28 年 3 月 23 日定款変更の効力発生予定日平成 28 年 3 月 23 日

以上

【別紙】定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款

第1条~第3条 (条文省略)

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 7. 1. 取締役会
- 2. 監査役
- 3. 監査役会
- 4. 会計監査人

第5条~第17条 (条文省略)

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数ならびに選任)

第18条 当会社の取締役は20名以内とし、株主 総会において選任する。

- 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとす る。

(新設)

(新設)

(代表取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取 締役を選定する。

(役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役 社長1名を置き、取締役会長、取締役 副社長および専務取締役、常務取締役 を若干名定めることができる。

変更案

第1条~第3条 (現行どおり)

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査等委員会 (削除)
- 3. 会計監査人

第5条~第17条 (現行どおり)

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数ならびに選任)

第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は20名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とし、いずれも株主総会において選任する。

2. (現行どおり)

3. (現行どおり)

(取締役の任期)

第19条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする

- 2. 監査等委員である取締役の任期 は、選任後2年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとす
- 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役のとする。

(代表取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役</u> (監査等委員である取締役を除く。) の中から、取締役社長1名を置き、取 締役会長、取締役副社長及び専務取締 役、常務取締役を若干名定めることが できる。

現 行 定

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 (新設)

(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前 までに各取締役<u>および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

(新設)

第25条~第26条 (条文省略)

(社外取締役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を 怠ったことによる損害賠償責任を限定 第27条 する契約を締結することができる。た だし、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(新設)

(新設)

(新設)

更

(取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
2. 取締役の報酬等は、監査等委員である役とそれ以外の取締役と 第22条 を区別して定める。

(取締役会の招集権者及び議長) (現行どおり) 第23条

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前 までに各取締役に対して発する。ただ し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

取締役会は、会社法第399条の13第6 項の規定により、その決議によって重 要な業務執行(同条第5項各号に掲げ る事項を除く。)の決定の全部または 一部を取締役に委任することができ 第25条

第26条~第27条 (現行どおり)

(取締役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第28条

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって常 勤の監査等委員若干名を選定すること ができる。 第29条

(監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を 短縮することができる。 第30条

(監査等委員会規則)

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。 第31条

現 行 定 款	変更案
(監査役の員数ならびに選任方法) 第28条 当会社の監査役は5名以内とし、株主 総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行 使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出 席し、その議決権の過半数をもっ て行う。	(削除)
(監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとす る。 2. 任期の満了前に退任した監査役の 補欠により選任された監査役の任 期は、退任した監査役の任期の満 了する時までとする。	(削除)
(常勤の監査役) 第30条 監査役会は、その決議によって常勤の 監査役を選定する。	(削除)
(監査役の報酬等) 第31条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会 の決議によって定める。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集の通知は、会日の3日 前までに各監査役に対して発する。た だし、緊急のときはこの期間を短縮す ることができる。	(削除)
(監査役会規則) 第33条 監査役会に関する事項は、法令または 本定款のほか、監査役会で定める監査 役会規則による。	(削除)
(社外監査役との責任限定契約) 第34条 当会社は、会社法第427条第1項の規 定により、社外監査役との間に、任務 を怠ったことによる損害賠償責任を限 定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の 限度額は、法令が規定する額とする。	(削除)
第 <u>35</u> 条~第 <u>39</u> 条 (条文省略)	第 <u>32</u> 条~第 <u>36</u> 条 (現行どおり)
(配当金の <u>排</u> 斥期間) 第 <u>40</u> 条 (条文省略)	(配当金の <u>除</u> 斥期間) 第 <u>37</u> 条 (現行どおり)